

児童虐待防止アクションプラン(2026~2030)(素案) 意見検討結果一覧表
(岩手県要保護児童対策地域協議会構成員からの意見)

番号	区分1	区分2	該当部分	意見	検討結果	決定への反映状況	本文修正の有無	本文修正箇所
1	その他	—	その他	個々の項目への意見ではありませんが、児童虐待やヤングケアラー発生背景には、保護者の精神的・経済的・時間的余裕の不足が影響していると考えています。児童虐待等の予防や再発防止のための親の余裕を確保する支援として就労やキャリアの支援の視点も必要なのはと考えています。具体的には、就労支援、キャリア相談、職業訓練、リスキリング支援等を、虐待予防及び再発防止に資する施策としてそれらの支援との連携も体系的に位置づけることも必要ではないかと考えます。また、市町村子ども家庭センターと就労支援機関(ハローワーク、生活困窮者自立相談支援窓口、若者サポートステーション等)との連携を進めることで、複合的課題を抱える家庭に対し切れ目のない支援を提供することが可能になると思います。以上の点から、保護者の生活基盤やキャリア形成を支援する視点も本プランに加えることができなからと思います。	保護者の生活基盤やキャリア形成支援も重要な視点であり、こうした取組については、虐待に限らず、子育て施策として重要な取組であるため、子ども施策のマスタープランである「いわて子どもプラン」に基づき、推進しているところ。虐待等の予防や再発防止の取組を進めるにあたって、ご意見を参考に取組を進めてまいります。	D(参考)	無	
2	I はじめに	3 本プランの目指す姿と施策の基本方向	本文	「子どもの権利を大切に」の表現を「子どもの権利を尊重し」に修正したほうが良い。「大切に」は個人的な感情に基づく態度、「尊重する」は相手の価値や権利を認め、侵害しないという社会的な態度や行動規範である。したがって、子どもの権利を扱う場合は、「尊重」が適当ではないでしょうか。	構成員意見のとおり修正します。	A(全部反映)	有	I-3(P2)
3	II 児童福祉法等の改正の動向	1 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)	本文	〇意見聴取等措置の説明の記載の仕方について 「児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため」とあるが、子どもの権利擁護の考え方は、まずは先に児童の意見・意向を聞いた上で大人は児童の最善の利益を考慮しなければならないことが前提であることから、記載順と記載内容は「児童相談所等は…児童の意見・意向を聴取した上で、児童の最善の利益を考慮した措置を行うため」の方が適切である。	構成員意見のとおり修正します。	A(全部反映)	有	II-1(P4)
4	III 本県における児童虐待等の現状と課題(1 児童虐待相談対応の状況)	—	本文	「小学生」が最も多く…との記載があるが、小学生だけ年齢階級が6歳区分であり、単純に多いと評価するのは誤りではないか。3歳階級毎の区分であれば、最多は「3歳～学齢前」となる。	年齢別ではなく、区分ごとに見ると小学生が多くなっているものです。	F(その他)	無	
5	III 本県における児童虐待等の現状と課題(1 児童虐待相談対応の状況)	—	本文	令和5年度に令和3年度比で…との記載があるが、P7では令和5年度と令和元年度を比較しています。比較する対象は合わせた方がよいのではないかと。	現行プラン開始時の令和3年度と、直近の令和5年度の比較とします。	A(全部反映)	有	III-1(P9)
6	III 本県における児童虐待等の現状と課題(1 児童虐待相談対応の状況)	—	本文	小学生以下の相談対応件数が目立つ一方で、近年は中高生からの相談も増えています。との記載があるが、小学生は対応件数について言及していますが、中高生「から」のとなると、中高生については相談経路についての言及になっているように見受けられます。違う対象を併記していることになっていますが確認をお願いします。	中高生の相談が増加傾向であることを記載しているものであるため、文言を一部修正します。	A(全部反映)	有	III-1(P8)
7	III 本県における児童虐待等の現状と課題(1 児童虐待相談対応の状況)	—	本文	年々「実母」の割合が増えています。との記載があるが、統計結果を述べるだけでなく、何らかの理由(仮説)を記載することとしてほしい。	現場の意見も踏まえて、今後、どのような背景があるのかについて整理してまいります。	D(参考)	無	
8	III 本県における児童虐待等の現状と課題(1 児童虐待相談対応の状況)	—	本文	数回の調査・相談を行う⇒数回の調査・相談指導を「に」指導」を挿入願います。	構成員意見のとおり修正します。	A(全部反映)	有	III-1(P9)
9	IV 前プラン期間の取組実績	1 「虐待の発生を予防する」	本文	このパラグラフでは、「子ども家庭センター」の相談支援の対象として「子ども」を明記しています。子ども家庭庁の「子ども家庭センターガイドライン」でも「子ども」は個別の相談支援対象として明記されています(p5, p9等)。そうであるならば、「困難を抱える女性に対する支援」の特記に加えて、虐待の発生を予防し子どもの安全な暮らしを保障するために、子ども自身の意見表明権の確保、具体的には子ども自身がアクセス可能な「子ども相談窓口(相談経路)」や人員設置についての課題を明記し、子ども家庭センター機能の充実を図る方向性を示してほしいと考えます。小規模自治体のように個別の窓口や人員を割くことが難しい場合であっても、子どもが「ここに相談すればよい」と知っている、そしてその相談がきちんと反映され機能する連携支援が必要ですが、現時点では全県で整備されているとは言い難いと考えます。 ※2つ下の「ヤングケアラー」に関するパラグラフについても同様です。	「Vアクションプランの取組内容 3 虐待の相談機能と対応を充実させる」に、子ども家庭センターによる相談体制の充実を盛り込んでいますが、子どもからの直接相談も含め、相談対応が適切に行えるよう相談支援を実施することについて記載しました。また、全県的な窓口としては、教育委員会において実施している相談窓口や、県が設置するヤングケアラー相談窓口がありますが、いただいたご意見を参考として、引き続き子どもへの周知を図ります。	B(一部反映)	有	V-3(2)③(P29)
10	IV 前プラン期間の取組実績	1 「虐待の発生を予防する」	本文	「東日本大震災津波により被災した子ども」とあるが、このように津波による被災に限定してしまうと、同震災における地震により直接被災した子どもや原発事故で被災し現在岩手県内にいる子どもは、対象外になってしまう。言葉の使い方もおかしし、「東日本大震災により被災した子ども」とすべきである。	本県においては、東日本大震災津波と県独自の呼称を用いていますが、いただいたご意見を参考とし、津波による被災だけを指しているものではないことについて、注書きを入れました。	D(参考)	無	
11	IV 前プラン期間の取組実績	1 「虐待の発生を予防する」	本文	〇東日本大震災津波の影響の記載について 「東日本大震災津波により被災した子どもは、…」の記載文は「いわて子どもプラン」の「現状・課題」の内容を引用しているが、震災から14年が経ち、当時被災した最後の子どもは現在15歳(中学3年生)であることを踏まえ、今後5年先までのプランを考えると、「被災した子どもは多くは成人していくため、「いわて子どもプラン」の「主要な施策の概要」部分を用い、「東日本大震災津波における子どものケアの経験から得られた知識や構築された支援体制等から、震災そのものによるトラウマの有無に関わらず、トラウマインフォームドケアの視点を持ち被災地の子どもとその家族を支援する必要があります」がよいのではないかと。あから15年が経過して、直接被災体験を持つ子ども達が成人していく中で、現在の子どもは多くは被災体験をもっていないが、引き続き、この観点が必要であることを強調するような内容にしたいと思えます。 (p28のコラムにありましたが)	構成員意見を参考として、被災体験の有無に関わらず、逆境的な経験を持つ子どもや保護者にトラウマインフォームドケアの視点を持って支援する必要がある旨追記しました。	A(全部反映)	有	IV-1(P15)
12	IV 前プラン期間の取組実績	2 「虐待を早期に発見する」	本文	IVの1「虐待の発生を予防する」に記載した内容と同様に、早期発見には子ども自身が声を上げやすく、みずから援助を求めている仕組みに課題がある点を明記することが必要だと考えます。 虐待を早期に発見し、子どもの安全な暮らしを保障するために、子ども自身の意見表明権の確保、具体的には子ども自身による早期の相談について日常的にアクセス可能な「子ども相談窓口・相談経路・支援者」を、学校や保育施設・学童など、子どもが過ごす居場所に整備され、子どもが「ここに相談すればよい」と知っていて、その相談がきちんと反映され機能する連携支援が必要ですが、その点について現時点では課題があると考えます。	県においても同様の課題認識をしており、子ども自身が声を上げやすく、相談しやすい窓口の周知について、いただいたご意見を参考に周知啓発の取組を進めてまいります。	B(一部反映)	有	V-2(P25)
13	IV 前プラン期間の取組実績	3 「虐待の相談機能と対応を充実させる」	指標	意見表明等支援員による訪問回数だけでは、施設等での生活や支援方針の検討場面(子どもが主体的に参画できたかどうか)が判断できません。その点を図る指標を入れて頂きたい。また、アドボケイトの人員配置を指標に入れて頂くことはできないでしょうか。	プランの指標は目標値として設定しているものではなく、取組状況を把握するための参考指標としているものです。意見表明等支援員の訪問により、子どもたちが意見表明支援を受けられる機会について参考指標としたほうが適当だと考えています。意見表明等支援の取組を進めていく上では、いただいたご意見も踏まえ、事業の方向性と併せて検討していく必要があると認識しております。	D(参考)	無	
14	IV 前プラン期間の取組実績	4 「虐待の再発を防止する」	本文	指標では、市町村が把握している一時保護件数や里親委託件数等を記載していますが、実際の措置件数と乖離があり、市町村と児童相談所の連携が十分とはいえません。 ⇒伝えたい内容がわかりません。記載不要かと思えます。	市町村と児相の連携が十分ではない可能性があることを表しています。	F(その他)	無	
15	IV 前プラン期間の取組実績	4 「虐待の再発を防止する」	本文	社会的養護を卒業した… ⇒社会的養護から望ましい姿で次のステージに進む児童ばかりではなく、福祉の実施者からすると不本意な形で社会的養護から離れるケースもあります。「卒業」という表現よりも「から移行した」等の表現がよいかもしれません。	構成員意見のとおり修正します。	A(全部反映)	有	IV-4(P18)
16	V アクションプランの取組内容	1 虐待の発生を予防する	指標	令和8年度から全ての自治体で「乳児等通園支援事業(通称:子ども誰でも通園制度)」が実施されることとなりますが、本事業も子育て家庭への支援につながるものになるのではと感じています。まだ本格実施されているわけではありません(各自治体で準備中と思えます)が、次期アクションプランに入れるべきかどうか、内容を精査のうえご検討いただければと思います。	構成員意見のとおり、Vアクションプランの取組内容(1虐待の発生を予防する)の本文に盛り込みます。	A(全部反映)	有	V-1(P19)
17	V アクションプランの取組内容	1 虐待の発生を予防する	指標	虐待の発生防止について県民の関心を高める等、啓発活動が大切と考えますが、その活動を行った結果をアンケート等により浸透度や周知度ははかることはできないのでしょうか。体罰の禁止等、全国民の義務とされましたが、未だに「しつけの範疇」と思っている者がいる現状を変えるためにも意識調査の必要性を感じています。	今回子どもモニターに対する調査を実施しましたが、今後も様々な機会を捉えて、県民への浸透度や周知度の把握に努めてまいります。	D(参考)	無	
18	V アクションプランの取組内容	1 虐待の発生を予防する	指標	子どもに対する人権教育に関して、最も重要なことは、子どもひとりひとりが、人権の主体であることを認識し、理解し、自身の成長発達及び幸福追求のためには、権利(人権)を行使することができる、それが大事なことだと教えることである。現実には、人権教育と言いつつも、思いやりなどの道徳教育になっている傾向があるように思われる。	ご意見については、県教育委員会や関係機関・団体と共有させていただきます。	F(その他)	無	
19	V アクションプランの取組内容	1 虐待の発生を予防する	指標	思春期健康教育等の実施 について、取組の主体に、市町村教委や学校を入れなくてもよいでしょうか。教育を行うのに現場としては学校で行うことが効率的と思われる。	思春期健康教育は、実施主体が都道府県や市町村であることから、取組主体については「保健所、市町村」としています。実施にあたっては、各地域において、教育委員会や学校等と連携して取り組まれています。	D(参考)	無	
20	V アクションプランの取組内容	3 虐待の相談機能と対応を充実させる	指標	児相職員の専門性強化を図り、その専門性を生かすことはもちろんのこと、社会的養護を必要とする子どもの特性を見極め、その子どものニーズに添った里親委託をする。里親支援とは、里親の数を増やすだけではなく、里親としての専門的知識を習得できるよう、計画が必要である。	里親は重要な受け皿であることから「岩手県社会的養育推進計画(2020~2029)」に基づき、里親に対する研修の充実に取り組みしていきます。いただいたご意見は、研修の企画運営の際に参考にさせていただきます。	D(参考)	無	
21	V アクションプランの取組内容	3 虐待の相談機能と対応を充実させる	指標	虐待件数が急増する小学生・中高生への対応として内容に、「スクールソーシャルワーカーの戦略的配置」を追加し、その指標を「学校経由の早期発見件数増加率」とする。	スクールソーシャルワーカーの関与により虐待に至る前の予防的関与も期待されるため、スクールソーシャルワーカー等学校内支援体制の充実による市町村子ども家庭センター等との連携についても重要な視点と考えており、本プランにおいてもアクションプランの取組主体にスクールソーシャルワーカーとの校内連携について盛り込んでいます。スクールソーシャルワーカーと連携を進めていく上で、いただいた御意見を参考に取組を進めてまいります。	D(参考)	無	
22	V アクションプランの取組内容	3 虐待の相談機能と対応を充実させる	本文	子どもの権利が守られるよう取組を継続していく必要がある、と記載されていますが、意見表明に対する支援に留まらず、子どもの意見が実際に反映される仕組みの構築も必要です。その点について一歩踏み込んだ課題認識をお願いしたい。 ※p17 3 「虐待の相談機能と対応を充実させる」の〇の6番目についても同様 「自分の意見を表明する支援を行う等」について、「自分の意見を表明する支援やその意見を反映する支援等」に修正して頂きたい。	本プラン策定にあたり、子どもモニターや社会的養護経験者の意見などを聞きながら、本プランの策定を進めてまいりました。文言についてはご意見のとおり修正します。	B(一部反映)	有	V-3(P28)
23	V アクションプランの取組内容	3 虐待の相談機能と対応を充実させる	本文	「措置された先に関係なく支援を受けられる」というのは、訪問対象の施設種別(里親含む)を拡げる意図、あるいは社会的養護下で暮らすこと以外への支援展開も含んだ課題認識だと推察します。そのように支援展開を拡げるには、意見表明等支援員(アドボケイト)が圧倒的に少ない。したがって、人員養成についても課題として検討して頂きたい。	アドボケイトの確保養成については県としても課題と認識しておりますが、人員養成のあり方については、いただいたご意見なども踏まえ、意見表明等支援事業の今後の方向性と併せて検討していく必要があると認識しています。	D(参考)	無	
24	V アクションプランの取組内容	3 虐待の相談機能と対応を充実させる	指標	助言、研修のほか、弁護士が現に行っており、虐待の防止、子どもの安全確保に関して重要な対応として、児童相談所(県知事)の委任を受けた代理人として、親子分離等に関する裁判所への申立等の司法手続を行うことも挙げられる。	本指標は弁護士等の他、スーパーバイズできる児童相談所職員を育成することを記載しております。構成員意見については「VIアクションプランの取組主体」に盛り込みます。	A(全部反映)	有	VI(P38)
25	V アクションプランの取組内容	3 虐待の相談機能と対応を充実させる	指標	内容欄の記載事項は、虐待事案を認知した場合に当然として実施しなければならないことであるため、項目自体不要と考えます。	虐待事案を認知した場合に当然実施するものであることはご意見のとおりですが、本プランは関係機関の責任と役割分担を明確にする目的から、当然実施しなければならないことについても、記載しております。	F(その他)	無	
26	V アクションプランの取組内容	4 虐待の再発防止と自立支援	本文	4の〇3の、施設入所や里親委託中も…との記載ですが、里親委託中や施設入所中も…と順番の入れ替えをお願いします。	構成員意見のとおり修正します。	A(全部反映)	有	V-4(P33)

番号	区分1	区分2	該当部分	意見	検討結果	決定への反映状況	本文修正の有無	本文修正箇所
27	VI アクションプランの取組主体	—	その他	「親権喪失宣告」とあるが、「親権停止、喪失審判」とすべきである。	構成員意見のとおり修正します。	A (全部反映)	有	VI (P37)
28	VI アクションプランの取組主体	—	その他	「子どもの権利擁護」だけだとあまりにも漠然としてしまうので、「子どもの権利擁護のための子どもからの相談、手続代理の実施」とした方が分かりやすいと思う。	構成員意見のとおり修正します。	A (全部反映)	有	VI (P38)
29	VI アクションプランの取組主体	—	その他	児童相談所、女性相談支援センターの「主な役割・機能」の記載について業務の進行順に記載順を並べ替えた方がよいのではないかと。 Ex.) 通告・相談の受理、援助⇒48時間以内の安全確認⇒一時保護⇒立ち入り調査 のように、ありそうな順番でまた、「家庭裁判所への送致」については、「送致」は主に非行ケースであり、「28条申立てや、一時保護状の請求、33条申立て」が虐待対応で出てくる家裁とのかかわりであるので、「家庭裁判所への申立、一時保護の司法審査請求」等の表記がよいのではないかと。 児童家庭支援センター・里親支援センターは記載しないのでしょうか。	構成員意見のとおり修正します。	A (全部反映)	有	VI (P36, P38)

A (全部反映)	13
B (一部反映)	3
C (趣旨同一)	0
D (参考)	9
E (対応困難)	0
F (その他)	4
合計	29